

外國貿易を開てより、二百年の星霜を閲したるも、只支那人民若  
 くは其政府をして、外國人は孰れも皆貪欲粗暴なりと思はしめ  
 たるのみよして、其他何なる直接の結果をも醸成する能ざりし  
 事を讀者に注意せしめんが爲めなり、實に茶と生糸を賣りて、其  
 代りに二三の外國製造品を買ひたるより起りし小利益の外に  
 は、一も利益を伴生せしとなし、否此小利益すらも、彼の支那人に  
 取りて、不滅の禍根となりたる鴉片毒の爲めに、粉碎となれり、又  
 彼の貿易監督者と行商とに由りて爲したる商業のみを以て、  
 毫も支那人の風俗習慣をも變改せしむると能はば、況んや之に  
 由りて、支那政府の政治を變化せしめ、若くは支那帝の世界萬國  
 を統治する君主に非らざるとを、支那人に悟らしむるや、外人が  
 支那人と互市を開き、時より、降て南京條約の日に至るまで、支

那の學士社會の、其政府と同じく總て諸外國を看ると夷狄の如  
 くなりしのみならず、又其皇帝の臣民の如くし、公使使臣は却て  
 之を納貢者と看做じ、贈物は都て之を支那皇帝の主權を承認す  
 るの表証となせり、  
 鴉片戦争は、實に支那人が有せし此迷謬を、永久放逐し、之をして  
 近代武器の銳利を見せしめ、之に示すに、其數如何に多きも、外國  
 人と戰て勝つ能はざると、及其政府は、外人の貪欲一たひ起ると  
 き、之を保護する能はざるとを以てせり、然れども茲に尙更に  
 大切なる事あり、其は鴉片戦争に由りて、非常な巨額なる償金を  
 強取せられ、又數個所の新港を外國貿易の爲め、居留地の爲めに  
 開きたると是なり、而して當時支那人は、治外法權の何たるを知  
 らざりし故、其居留地に住する英國臣民の性命財産を支配する

權利は之を英國政府に全く讓與せり、他の諸外國は毫も鴉片戰爭に與らざりしと雖も、支那が英人よ與へたる特權を亦自己の臣民に與へんとを請求す、支那人は異議なく其請ふ所を許せり、思ふに其初めは恐らくハ諸外蠻に種々の別あるを知らざりしならん、治外法權の行はれたると、支那在留外國人の互に相共謀する習慣の起りたるは、概ね右の事情より來れる者にして、茲に支那政府が從來主張せし萬國統御の虛名も、全く終りを告げたり、蓋し貿易の力の多にては何事をも爲す能はざりしと雖も、貿易と戰爭と相依りて始めて大勢力を顯はし、以て外國人と、其文明の地歩とを、支那の國土に固からしめたるなり、是に於て稅則並に商規を定め、之を實際に施行し、廣東の貿易は、新し刺衝を受け、其他諸港の如きも、速に開かるゝに至り、米佛兩國人も直

に條約を結び、殊よ米國の如きは、一千八百四十四年故のカレブ・カッレング氏の商議に由りて之を締結し、其個條の明瞭なる、一千八百六十年までは、他の諸國皆之に則れり、却説支那人は、二百一十萬弗の償金を拂ひ、且つ戰爭の餘毒に加ふるに、鴉片貿易より惡結果を蒙るに拘はらず、國內平和にして繁昌なりしが如し、然るに外人との敵對は、尙未だ息まず、殊に廣東に於てハ、英人再び（一千八百四十七年）干戈を動し、復た諸堡壘を畧し、議論に由らば、寧ろ腕力に由り、支那人をして珠江南岸よ大なる居留地及倉敷地を讓らしめ、又府の諸門は二年の後外國人の通行を自由ならしむべしとの個條に同意せしめたり、尋て約束の時循環せしも、支那人ハ此約束を顧みざりしが、英國人と強めて之を咎めずして打過きたり、是れ寔に策の得たるものとす、而して爾後廣東

の居留地は、益々隆盛なりしと雖も、一千八百五十八年に至るまでは遂に外國人の府門を自由に通行するを許さざりき、

一、居留地は、益々隆盛なりしと雖も、一千八百五十八年に至るまでは遂に外國人の府門を自由に通行するを許さざりき、

一、居留地は、益々隆盛なりしと雖も、一千八百五十八年に至るまでは遂に外國人の府門を自由に通行するを許さざりき、

一、居留地は、益々隆盛なりしと雖も、一千八百五十八年に至るまでは遂に外國人の府門を自由に通行するを許さざりき、

一、居留地は、益々隆盛なりしと雖も、一千八百五十八年に至るまでは遂に外國人の府門を自由に通行するを許さざりき、

第二十章

再び太平反亂史を引証す○條約の執行○貿易頻々興起す○外國人をして海關稅を徵收せしむ○廣東及廣東人の勢力○支那松、アムロ、事件○米清始めて一回葛藤を生ず○英、佛、米、諸國北京政府に請求する所あり○皇帝及廷臣大に驚く○諸外國の共謀主義及其實行○同盟國の艦隊白河に進入す○條約の閉印○重要なる讓與○太沽堡築の競争○英軍追却せらる○同盟軍再び進撃す○堡案を尋して北京に進む○條約の批准及交換○咸豐帝崩す○攝政

再び太平反亂史を引く

夫れ太平の叛亂たる、原は基督教徒の亂より起り、遂に幾分か國亂とありて、滿朝の權力に抵抗するに至りし者にして、其の支那國を騷然たらしめしと殆ど十七年、其間人民の生命を滅亡せしと、一千萬乃至二千萬の多きに及びたれば、其顛末の如きは、此小冊子の能く盡す所にあらず、扱此叛亂の前段に一言せしが如く、爲めに支那政府並に其大政事家に、大なる影響を及ぼしたり、殊

は李鴻章曾國藩曾國荃及左宗棠の四氏を始め、此亂に與りたる  
 數千の軍人をして、日夜外國人に接近せしめ、以て外國の武器軍  
 制及規律の卓越なるを悟らしめたるの功も亦少々ならず、蓋  
 し亂賊の巨魁洪秀全にして、若し眞個の基督教信者にして、且外  
 國人を延ひく、之れが謀士となしたらんに、蓋し諸外國の援助  
 を獲て、竟に支那帝國を覆滅したるならん、然るに洪秀全は、始め  
 勝利を得たるを以て、其心稍、傲り、漫然として心を用おず、遂に其  
 偽善者たるを暴露しければ、外國人は皆心を離して、之を顧みず、  
 是に至りて外國の熟練勇氣及武器は、皆官軍諸將の爲めに用お  
 られ、以て洪秀全を覆滅するの器械となりて、叛亂茲に夷けり、然  
 れども、此叛亂に由りて、帝國中に影響を及ぼしたると實に大に  
 して、到る處皆常勝軍の事を談せざるなく、其勇氣を過賞し、其武

器の精銳を評論し、其偉勳を高談して、皇帝の前をも憚らざるよ  
 至れり、加之皇帝大功を嘉みし、ウァリアド氏に賜ふに、奇數の榮を  
 以て、且之に贈るよ、貨幣、爵位を以て、又就中ゴルドン氏には、  
 黃袍を賜ひ、特は敎諭を發して、之を公然各省に報道せり、是を以  
 て、前日既よ僻遠にも傳播せし評判、更に確實となり、貴賤上下の  
 別なく、深く大に好事心を動かせり、凡そ新聞雜誌なく、通信不充  
 分なる國に於ては、事の評判も只一時に止り、直に消失する者な  
 らども、當時常勝軍に關する評説は、其結果多くは永續し、且つ最  
 も廣く行なれたるを以て、實に此叛亂は、支那の進歩を促せし、最  
 も有効の方便なりと謂ふべし、蓋し中朝の人心は、此叛亂の影  
 響に由りて、五港殊に上海の貿易は、大に刺激を蒙り、  
 居留外國人の數は、増じて三倍となり、汽船會社は數個處に起り、

條約の執  
行

漁船は誘入せられ、居留地は繁昌じ、及外國文明の器用へ、皆輸入せらるゝに至れり、  
前後數回の條約を締結せしが爲め、中外人の關係漸く整頓し、稍々満足の基本を得るに至るや、外國人は乃ち條約各港に於て、支那街に接近する一區の地を得、且つ自國の習慣法律を以て、自己を管理せんとを請求す、支那官吏は他日の利害を知らず、漫然として此請求を允じけるか、是と所謂「外國割地」の濫觴にして、此割地は條約諸國の領事、若くは領事の命じたる府吏の管轄する所となり、英佛兩國人の如きは、只此に止まらず、其地區内にある支那人をも支配せんとを請求するに至れり、  
貿易速に増加せ、外國人大に其數を増すと雖も、皆全く支那語を解せざるを以て、多くの譯官を要するに至りければ、支那商人の

貿易順  
興起す

經驗ある者等、自ら耳目を廣東に屬せり、是れ廣東に於ては、既に二百年以上、外國人と貿易を爲し來りたるが故にして、今日廣東人が多く條約諸港の洋行に於て、高等の地位を保つも、亦これが爲めなり、而して此等の廣東人は、多くは能く商賣上の英語を語り、英敏にして才幹あり、善く其雇主の用を爲し、又同時に自己の利益をも忽にするにあじ、因に記す、英國人及自餘の外國人は、支那人と開戦する時に當り、常に廣東人を雇入して、自己の用を爲さしむるを得るが故、北部及中央支那の人民は、廣東人を悦ばず、同國人を以て之を視るよりも、寧ろ外國人視するの傾きあり、一千八百五十三年叛亂の時、上海の事態大に擾亂したるを以て、支那收稅官は止むを得ず、稅關廳を外人の居留地に移せり、是れより先き右收稅官は嘗て廣東の行商たりしとあり、外國商人の

外國人を  
して海關  
税を徵收  
せしむ

正直ふもして才幹あるを信せしが故、外國人中より三人の委員を  
撰び、之に任せるに外國物品に賦課する關稅の徵集を以てする  
の一法を設けたり、此三人の委員は、英、米、佛三國の領事、各々之を  
擇ぶ者せず、而して英國人ウーリ氏先づ主とし、其事務章程の  
組織に當れり、ウーリ氏は後サウ、ハリス、ウーリと稱せし人よし  
て、巧に支那語を語れり、氏に亞て此職を執りし人は、外國領事館  
のレイ氏にして、レイ氏に代はりし人は、ハリス氏即ち今のサ  
ウ、ハリス氏なり、此法は實に良法にして、尋て他の條約諸港は於  
て之に倣ひ、美績を見るに至れり、蓋し其處置の組織宜に適ひ  
且外國人も誠實に事務執り、今日よ於ては現より一千人以上の外  
國人を使用し、其外國人の殆んど各國人を網羅せり、是れ實に外  
國の理務法の支那法に優るとを、常に支那政府に示す者せず、其

廣東及廣

年々徵收する所の稅額は、初め五百萬弗許りなりしが、漸く増じ  
て殆んど二千萬弗に上れり、而も其稅則は原價の五分にして、毫  
も増じたるをなし、又是れよりも更に重大なるは、其稅金を徵集  
し、及び之を兵部に拂渡すと、甚だ正實なるの一事とす、加之稅關  
廳よ於ては、條約諸港の入口、及其他支那海岸の諸處に、或は燈明  
臺を建ち、或は浮標を設け、殊に曉近に至りては、巡船の制を定め  
て、脫稅者を防ぎ、又危難なる場所の深淺遠近を測量して、滿船の  
航行に便せり、從來支那政府が、鴉片の密賣買を防んとして爲した  
る所置は、決して此等の事業の有効なるに及はず、故に若し此密  
商を全滅せんことを、須らく此有効なる組織の力に資らざんば  
あるべからずと云ふも、決して不當の言にあらざるべし、  
廣東人の、外商よ使役せらるる者多きを、廣東港に於る商業の大

東人の勢  
カ

なるに拘はらず同地に於て内外國人の軋轢せると支那國中  
他の地よりも常に一層甚しきものあり往日太平叛亂の漸く廣  
東に波及するや外商の初め叛民を憐れみ非常の力を盡くして  
之に武器軍需を賣渡せり是に於て戰爭府内に蜂起せり性命を  
鋒鏑の下に殞す者數千百人家屋を破らる者亦少からず然れ  
ども居留地及香港なる各國領事等は微力にして其國民は貪欲  
を制するに能はず而して支那の巡撫も頑然として外國公使を  
見るを肯せず又其密商を禁せんが爲めに爲す所の所置甚た不  
當として外人に對すると無狀なり英人は之を機として香港の  
商業を振起せんとし之れが船舶の出入を自由にし其繫泊にも  
殆んど課税せず又支那船をして英國の旗章を掲げて商業を營  
まじむるを努めたり是を以て縦ひ支那官吏は重税を課して鴉

支那船  
「アルロ  
」事件

米清始め  
て只一回  
葛藤を生  
ず

片の密商を鎮壓せんとせむにも拘はらず鴉片の密賣買非常に  
行なれ又捕夫を扱去じて之を澳門なる葡國人の奴館に賣り且  
つ一方に於ては海賊四方に出没するに至れり當時會々英國の  
旗章を掲げたる歐製の支那船密賣を爲したるの嫌疑を蒙り追  
捕せられて英國の旗章を撤去せられたり英國領事パークス氏  
香港の英國大守シランポー氏は直よ其損害を償はんことを  
求む然れども支那の巡撫は頑固にして要償の拂はざる可から  
ざるを認むると能はざりき  
英清兩國の葛藤結んで解けざるの間一千八百五十六年米國人  
も始めて只一回支那人と難を構ふるに至れり今其始末如何を  
尋ねるよ一日米國の一軍艦支那の堡寨より砲撃せらる是れ其  
故意に出でじや將た過誤より起りしや知るべからずと雖も爲

めよ米人二人を殺さる會、水師提督アレクサンドロング氏軍艦サ  
 ンチアソンド「號」ボートマウス號、及レヴァント號を將て、近海に墜  
 りしが、直に支那の堡寨を襲ふて之を略取じ、且つ戍兵數百人を  
 殺し、舊日軍艦砲撃の役に報ひて此事を放擲せり、然るに英國人  
 の之と異あり、直ちに書を印度に飛はして援兵を請ひ、且つ事  
 の顛末を本國に報して、政府の訓令を求めしを以て、廣東事件の  
 忽ち議院の問題となり、遂に英國政府ハ南京條約を尋ねて、其公  
 使を北京に駐在せしめんとを請求じ、且つ佛、魯、及合衆國を誘ふ  
 て、共に力を併せて、基督教國普通の利益を計らんとせり、是に於  
 て歐洲諸國並に合衆國は、各材幹器器ある特派全權公使を命じ、  
 其公使等は、一千八百五十八年の末、艦艦に駕して廣東に到着じ、  
 尋て結局の談判を開きて、後、同盟軍大約六千人を率ひて上陸じ、

英魯佛米  
 諸國北京  
 政府に請  
 求する所  
 あり

皇帝廷臣  
 大に驚く

同盟國の  
 艦隊白河  
 に進入す

廣東府を署す、廣東の巡撫及其他の高官吏等、皆其俘ふる所とな  
 り、是に於て同盟國の保護に依り、更に新政府を組織じ、支那の高  
 官吏を乞ふ、其事務を處理せしめ、府内忽ち靜謐歸せり、  
 米魯兩國の全權公使ハ、始めより毫も此戦争には干渉せず、只切  
 り事に成行を憂ひ、之を傍觀見るを以て満足じけるが、是に  
 至りて、同盟國の公使等は、右二國の公使に向ひ、共に北京政府に  
 對し、請求する所あらんとを計る、乃ち各國公使皆各書翰を裁  
 じ、適當の法に由りて、之を北京政府に出せり、然れども支那皇帝  
 及内閣は大に驚愕せしのみにして、終に外國公使の北京に來る  
 を肯せず、又依違事に托して其請求を拒絶す、是に於て同盟國の  
 艦隊ハ、米魯の軍艦と共に直に白河に進入し、河口の砲臺を拔き、  
 而も公使を天津に遣す、支那政府止むを得ず、二人の全權委員



印 條約の關

帝命じ、外國公使に應接せしめ、以て直に商議を開く、英國公使は、  
 國の權勢に恐怖じ、且其事の重大あるを以て、全く之を知らざる  
 者の如く、外國公使等の云ふ所は、殆んど皆之を許せり、故に此條  
 約たる、支那の爲めに不利あるを實に甚しとぞ、但し米魯兩國公  
 使の如きは、其本國の訓令に隨ひ、敢て干戈に訴ふるをなかりし  
 勿論、談判の時と雖も、常に從位し立ち、多くは英佛公使の爲す  
 所に任せしのみ、思ふに此條約たる、固より不當なりとは雖も、要  
 するに、支那政府の頑迷愚昧なる爲めに、外國人を以て他に由る  
 べきの道おからしめたるに坐する者あり、  
 一千八百五十八年七月第一週を以て、四ヶ國に關する條約、咸豐  
 帝の批准調印する所となり、外國の艦隊白河を去る、其後幾くも

重要なる 條約

なく、税則の改正を爲し、鴉片貿易を公許し、且つ其課税の割合を  
 減せ、是を以て密商の必要も止み、鴉片貿易を以て不徳の所行と  
 爲さざるに至れり、又漢口を開いて條約港とし、外國人の住居商  
 賣を許さる、漢口は揚子江畔に在り、海を距つると一千英里なり、  
 宣教師の國中を旅行し、福音を説教するを許さる、外國公使の北  
 京に駐在するをも允るされたり、然るも四公使は北京より赴  
 かばず、直に踵を旋らして退けり、  
 四公使の去るや、支那政府は直に白河口の堡寨を再築し、百方力  
 を竭して同盟國の再撃を防んとせり、是より先き、北京を以て  
 批准條約取交はせの地と定めしが、是に至りて支那政府は、其全  
 權委員を上海に遣はし、而して種々の外交政略を施し、英佛の使  
 節をして、其地に於て交換の事を爲さしめんとせり、

英軍退却  
せらる

然きども英國公使は之を聽かず、再び白河に猛進す、一千八百五十九年六月二十九日、然れども支那兵の爲めに追却され、爲めに命を失ふ者八十九人、傷を負ふ者三百四十五人に及べり、米國公使は、其屬員を従へて北塘に上陸し、陸路を経て北京に赴けり、然れども禮式上に係る議調は、終に皇帝に謁見せざりし、蓋し皇帝は、叩頭の禮を行ふを要せず、只僅に一膝を屈するを以て足れりと言ひしと雖も、其禮式に宗教上の意義を含む者ありしが爲め、公使ウァーレン氏は北塘に還り、其地に於て條約の取換はせを爲さんと決せり、是と斯くの如くすとせば、米國條約には、條約取換せの地を記載せざるを以て、別に其權利を侵さるゝはもあらず、然るに其目的を達せずして退きたるが故、他國の公使等が、之を以て是を多少已む等の休面を傷け、面倒を感せ

同盟軍再  
ひ進撃す

しめたりと思惟したるも、誠には是非もなき次第と謂ふべし、英國人と其白河より退却せられたるを不快とし、直に其同盟者たる佛人と商議を開き、二國遂に嚮に條約を結びたる全權公使をして、再び海陸の大軍を率ひて進まじむるに決す、其艦隊及運送船を合して、三百余艘、人員大凡そ二萬、是皆て支那を攻撃したる最も恐るべき大軍とす、英佛兩國の全權委員一千八百六十年七月、芝罘に達し、直に其要求の点を支那政府に通知す、其目に曰く、白河に於て英國人を退却したるは何故ぞ、宜しく之が理由を分明すべき事、北京に於て批准條約書を取換はず事、猶豫なく直に取換はせを決行する事、支那政府より同盟軍の費用を支辦する事、是をなすなり、支那政府は例の如く遁辭詭辯を構へて、之に答辨せり、是に於て同盟軍は他

堡寨を奪  
して北京  
に進む

に取るべきの道なく、直に進んで直隸の海岸に航行し、上陸して北京に向はざるを得ず、軍を進めて白河の北大凡十英里ある北塘河口に上陸し、太沽の堡寨を奪略し、夫より直に天津に進み、一戦にも及ばばばて之を降せり。支那人は此に至りて條約せんとを發言せり、然れども其所爲徒に時間を延すを得んと試むるのみにして、英佛の請ふ所を允るざるを以て、英佛の全權使節は、條約を停止し、再び北京に向て進軍せり。進軍するに未遠からば、大軍の邀戦するに會し、外より常に心を用ひ、戰備を爲しつゝ、進む。支那人は力を倍して、外人を遏止せんと計り、諷りて高官吏を派遣し、甘言を呈し、條約を交換せんと言ふ。同盟軍は再び其歩を止め、ハ、パリスを遣きて、陣營を擇び、且つ條約を調へしむ。氏は外面上頗る

優遇を蒙りしが、幾くならず支那の總將軍が、親王の、私よ伏兵を構へて、同盟軍を要撃せんとするを發覺し、乃ち退ぬ。同盟軍よ合せんと努むるや、忽ち其屬員と共に虜とせられ、北京に送らるゝて極めて苛虐の待遇を受く。同盟軍の指揮官等は、支那人の不信を悟り、軍を進めて之を撃ち、大よ之れを驅逐し、大砲八十門を奪ひ、且つ其陣營を焼く。其他小戰數回あり、然れども同盟軍常々勝を制す。於是皇帝及廷臣倉皇として瀋州の境上に逃る。獨り皇弟恭親王を遣じて、和議を講せしむ。時に同盟軍は既に北京の近傍に進み、夏宮を奪取し、且つ之に放火し、其他近傍の村邑を劫掠し、以て支那人のハ、パリス氏の齎らせる休戰旗を壞り、且氏並に其同伴者を幽囚虐待せしむに報ひたり。支那政府は其勢力微弱にして、同盟國の要求に抗するを能はず、其請ふ所皆之

を許し遂に禁城内に於て盛典を備へて條約を批准交換し十萬  
磅の金額を伴虜及其の家族の爲めに八百萬(元)の金額を同  
盟軍の費用を辨せんが爲めに奉はれ又香港の對岸大陸に於る  
コウタンの地を英人に讓與し支那人の自由に該地を移住する  
を許し外國公使の北京に在留し同等の禮を以て接待せられ叩  
頭の禮を行はずして皇帝より謁見せるを許せり佛國人も英國人  
と同じく償金を受取り雖も土地の讓與は之を請はずして  
往年支那の信徒等が全國中にて没取せられたる會堂學校墳墓  
地面及家屋の爲めに償金を拂はんとを請ひて之を受取り  
此の如く戦争外交共より再び奇功を奏し爲めに外國全權等の請  
求する所皆許るさきたりと雖も其勝利未以て全かたざる者あり  
今其二三を擧ぐると彼我を隔絶する所の障壁は幾分か破却

せられたまふも支那政府の繁雜なる機關は未だ之を窺ふと能  
はず獨に皇帝及廷臣は多く瀋州地方に通じしが同盟軍の北京  
を退去せしまでは敢て還り來らず故に廷臣等は毫も同盟軍の  
組織紀律及勢力の如何を目撃觀察したる者なし皇帝は獨り外  
國公使を延見せんとするの意を表せられたれども俄然其行在  
所に於て崩御せられたるを以て此事も亦行はれざりき同盟軍  
ハ急よ支那より退去せり北京は終に通商又は居留の爲めに開  
かれず皇帝の崩後政府は恭親王及兩太后より組織せる攝政の  
手裡に歸じけるが是に至りて其北京に還るや復た其應を禁城  
内に携へ毫も外國公使と交通するをせず前年の事件は全く  
之を忘れたるが如く依然たる舊來の貧國に君臨し恬として他  
を顧みざりき嗚呼惜哉當時若し新勝の外國公使及其同盟軍に

せて、久じり北京に滯留し、支那政府を禁城外に牽引して、之をし  
 て青天白日に其事務を處理せしめ、又攝政等をして親しく外國  
 公使に接近せしめ、舊來の無用なる制限を全廢せしめたらんに  
 は、大に近代風の觀念を注入すると容易となり、爲めに主治者社  
 會を改良し、文明政界を施すを得るに至りたるならん、  
 一千八百六十二年八月十七日、咸豐帝崩じ、皇太子位に即ぐ年甫  
 十六歳の幼齡なり、但し支那人は十七歳と稱せり、是より先き國  
 中太平にして事をなす再び昌盛を致せり、是に至り、外國公使を招  
 接するの議再び起り、議論久を経て満足の結果を得るに至り、叩  
 頭の禮の如きは之を全廢し、且つ其他之に類する虚禮も一切之  
 を要せざるとなせり、幼帝は順廟にいて皇族の爲めに弄せら

る、木偶人に過ぎざりしが、一千八百七十五年二月九日に崩せ  
 られたり、是れ其國の幸とは云ふべからざるも、帝自身に取りて  
 は仕合なりと謂ふべし、是に於て政府は復攝政の掌裡に移り、以  
 て本年二月七日に至るまで其儘に存せり、但し前章よ記せたる  
 如く、東太后は、一千八百八十一年四月四日を以て崩せられたる  
 故、政權は獨り皇妹西太后の手に歸せり、去れば兩度の攝政前後  
 を通じて二十餘年間、太后並に其近臣等は全く深宮に在りて、世  
 間の何事たるを知らざる者の如く、今日に至るまで未だ嘗て外  
 國公使は勿論、其他外國人を一人として之を引見したる事な  
 じ、故に縱ひ外國公使は安寧に北京に滞在し、支那人及其政府よ  
 り毫も傷害を被るとなじとは、雖も其實有まじき如く、何  
 等の好影響をも及ぼしたるとなじ、而して其の支那政府と談判

すべき事柄は多くは大學士李鴻章に計りて事を決じ、其他報告調査に關する事は、之を其顧問に計るの有様にして、支那政府の各部及其各員の如きは、毫も之を與り知るとなく、廷臣及貴顯等は、皆禁城内に閉居して顔をも出さず、外國公使は、總理衙門即ち外務部に就て事を計るを得ると雖も、前に説明したる如く、此部の他の諸部と同く、只勸告の權を有するのみにして、皇帝の命令をくんは、決して事を處するに能はざるなり、  
幼帝の既に親ら政權を握りたれば、外國公使は再び謁見を請求し、而して此請求の必ず允るざるべしと雖も、案するよ之れより得る所の利益は、鮮少なるべし、  
最近外國公使は、帝の父弟第七親王に謁見して、其人となり温厚なるを感じ、且つ改進黨義を抱きて、材幹ありと信する者少なからず、或は第七親王か、又は其兄弟

今帝を圖  
結する勢  
力

親王は、今帝の政治上の大勢力を有するに至るべしと想像し、又は今帝は幼冲にして、經驗なきが故、兩親王中の一人が、西太后に代りて、隱然權力を執るに至るべしと想像する者もあれど、然れ共是れ全く推測に止まれり、若しその他國に於ては、即ち斯る事のあるを知らん、なれども支那に於ては、舊慣法律を以て百事を決せると、古來の習慣にして、其權力は都御史の掌握する所たり、思ふに西太后は、既に國の主權を掌握せしと、殆んど二十五年の長に及び、且つ今日と雖も、玉体尙健全なれば、長じや全く退隱せらるゝとも、其權力を擧げて抛ち、而して皇帝の行爲を左右するを欲せざるべきや、甚だ覺束なき事なり、蓋し西太后は、強健剛毅の婦人にして、乾隆帝後の明主賢君たるを、毫も疑なきを以て、自今實權を握るも、又は假權を握るも、全く太后の隨意なるべし、然

ちば則ち今後の事情は如何なるべきや、曰く、太后を第七親王は、其相互の交通上、妄誕なる習慣ありて自由ならざるもせよ、今より數年間は俱に今帝の重なる顧問官たるべし、而して斯る理由あるが故、外國人に繋る事件は如何の方法を以て之を此二人の間で達せしめんとするや、是れ今日の一大問題たり、尤も其中一人、即ち第七親王は、既に幾分か外國の思想を其心裡に入れたるも、只僅に其一小部分なるのみ、即ち親近第七親王は、天津、天津、天津、及芝罘を巡覽せし時、始めて外國製の船舶及巨砲を見、且つ外國使臣に面會せり、聞く所に據るとは、此親王は李鴻章の親友なるを以て、今後共に水師部の事に當る時は、親王は必らず李氏より學ぶ所多かるべし、又親王は太后と最も親密にして、其は鐵道、汽船、及電信機を賛成せらるゝと聞けば、相並て支那の

西洋風の  
教育の必  
要

政權を執り、其改進を計らるゝならんか、然れども畢竟するに、凡そ人は其周圍の人より牽制せらるゝと、其常なるを以て、親王及太后も、先づ第一に其近侍親近の爲めに左右せらるゝ、次に大臣顧問等の牽制を受くるならん、且つ夫れ親王及太后も、亦各自其黨派の人物と、其思想大なる差異あるなからん、  
都て支那人は、其尊卑を問はず、共に改進の何者たるを知らざるのみならず、自の己才智は他國人に勝れりと信ずるの厚き實に驚くに堪へたり、斯る頹迷の夢を破りて、其状態を一變するは、一に教育に是れ依るとなれども、縦ひ彼の汎意なる教育、即ち戦争、外交、貿易、宣教、及學校教師を以てするも、此の如き大國に住して、各相孤立、索居する數百千萬の人民にして、且つ近代學上の言語を、全く異なる言語を、語る人民の上には、其影響の及ぶと、必らず





此廣大なる帝國内に旅行し、及住居するに至れり、僻遠の地方に於ては、宣教師の無狀の待遇を受け、又暴虐殘害に逢ひたりとの報なきにあらずと雖も、一般より之を云へば、先づ人民は耶穌教に對しては無頓着の方なり、ジエス・クリスト派の如きは、其舊寺舊所有物を再有し、新教派の如きは、諸所の開港場、北京、及各省の首府に於て、傳道會社、學校、及病院等を建立せり、

天津の屠殺

天津の「ジエス・クリスト」教徒と慈善會に對せる暴虐は、千八百七十年七月二十一日に起り、二十名の佛人と島人とを虐殺し、佛國領事館、禮拜堂、及育兒院等を破壊したり、此暴虐の原因は、人民の無知と迷信とに在りて、非常の殘忍を極めたり、北京政府も無據暴虐人を糾問し、諸外國は一二週間に其軍艦を集め、見付次第に暴虐人を處刑せり、支那政府は四十萬「テール」の償金を佛國に拂ひ、又

佛魯兩國の償金を拂ふ

島國にも償金を拂ひ、破壊せる領事館、禮拜堂、等を再建し、其他外國の請求に應じて、満足の處分を施せり、此事や不幸は則ち不幸なりと雖も、又宣教師に取りて利益なくんはあらば、何となれば、宣教師は以前より一層の謹慎を加へ、支那人は稍寛大にして、其疑念を解らしたればなり、併し支那政府は、諸外國政府の相共々相談して、他に請求する所あらんを恐れ、即ち進て法令を布き、旅行券を有する以上は、其居留地外に出つるとは何國の外國人を問はず、共に其自由なりと保証したり、此規則に據り、今日に至ては、宣教師たる者、男女を問はず、帝國中孰れの省に出入するも自由にして、且つ安全なりと云ふ、人民は外國人を頗る奇怪視すれども、然れども敢て無禮を加ふるか如きとなし、只時として、誦述に過くるとあるを以て、間々迷惑を感ずる位なり、旅行券を

宣教師の  
勢力は一  
般に微弱  
なり

る者は宣教師の爲めには敢て旅行すべき區域を明示すべき保証券を以て却て旅行中の危険を保証する者に似たり、支那の商人及一般の人民は、頗る宣教師を忌み、成るべく其尽力を無効ならしめんを務むるを一般の風俗となす故に智識ある者の如きは、耶蘇宗に皈依すると甚だ鮮し、然れども基督教各派の勇敢なる男女は皆活潑にして、支那の各市邑に入りて基督教を説き、之れと同時に高尚にして善良なる文明を誘導し、支那人をして知らず識らずの際に、外國人は悪魔にあらずして智力あり、且深切なる人民なり、善事を教ふる者にして、惡事を教ふる者にあらず、獨り古來聖人哲士の教義を解するのみならず、尙ほ文明の教を敷く者なるを知らしむる時は、未だ必らずしも其功をせざるなり、若し今日の如く、布教の器械をば、病院と小學

校とに止めずして、職業學校を設け、若くは科學器械學等に関する演説をなして、之を聞かしめ、稍大なる市邑には、種々の機械を備へて、何人にも之を縦覽せしむる時は、支那人をして、西洋の技藝は、自國の技藝に優る萬々たるを知らしめ、基督の道徳を敷くと、更し深きを見るべきなり、今日に於ては、學問社會に屬するの人士は、一として、基督教に變宗する者なし、學問社會の人々は、皆孔夫子より賢明なる聖人はなしと確信し、孔夫子の遺書には、頗る能く通曉せりと雖も、基督教若くは佛教の事に従事するは、徒に時を費して、無用なりと思ひ居るか如し、尤も佛教の如き、多少支那國中に傳播せざるにあらずと雖も、是れ唯名のみ、以て實際に之を信する者は、甚だ鮮なし、且余の觀察する所を以てするに、支那人は、宗教的の人民にはあらずるか如し、祖先を拜するは、

支那人中治く行はるる所の習慣なり、此習慣は極めて古き者なれども、尙ほ皇帝の命令あるに因て、滅亡せざる者なり、謬信即ち五行配當吉凶方位の學問あり、支那人は之を風水の説と稱し、此風水説は古代より頗る支那人日用の行爲を支配し、老弱男女は勿論、往々智識ある人も皆此風水人に相談せざるはなし、風水人なる者は、何日は旅行するに吉凶なり、何日の結婚し、若くは事務を始むるに吉なり、或は凶なり、又何處は吉あり、何處は凶なり、又家若くは塚の如きは、其方角より從て吉凶ありと、豫め其吉凶を告げ、又遺失若くは紛失せる物品を告げ、人の運命を豫言し、若くは難事に當て、之に方向を指示する等、人間萬般の禍福吉凶を豫言して、甚た勢力あり、此風水人は、其家の貧富に應じて謝金を受く、若し之を待遇すると宜を得ざる時は、必らず禍凶を豫言す、風

水の術は極めて秘密を貴び、其秘術の重なる要素ハ騙瞞是なり、而して其術を維持保存する者ハ、輕信と無識と是なり、施術者は固より貪利を旨とし、若し民間に大事業ある時は、殊に外國人の之れに干係する時は、必らず風水人を雇ひ來りて、豫め其吉凶を卜するを常とす、若し之に謝金を與ふると豈なる時は、其事必らず利ありと稱す、併し外國の勢力及進歩力の既に支那國內に入りし以來、各開港場に於ては、風水の威力甚だしく挫折されたり、尙ほ内地殊に北京に於くも、亦甚だしく減少したるは明白の事實なり、支那政府を動かすの最も難き所以は、學者若くは政治家の、保守主義を墨守するにあり、此保守主義を墨守するの最も甚だしき者は、左都御史とす、左都御史の司る所は、人民を探索接檢するに

左都御史

あり、御史の職掌は、既に前陳せしむ如く、時を撰はず、事を撰はず、一切帝國中に起りたる事變を以て、之を皇帝陛下に奏上するにあり、而して其奏上は、鄭寧ならざるべからず、順當ならざるべからず、又偏する所あるべからず、若し知らずして、謬を吐き、又故らに詐偽を拂ふる時は、其罪許すべからず、然れども、其位地は上等法院なるを以て、各法廷の上に位し、其權利は皇帝の次よ在り、其位地と云ひ職掌と云ひ、皇帝の前に奏上せる一切の文書を按捺するとを得るか故に、其己の意に適せざる者は、中途に之を壅蔽すると容易なり、而して御史の最も嫌忌する者は、事の變革と外國とに關する者にして、若し其奏事の此二者は係る時は、必らず中途にして之を壅蔽するか、然らざれば、其取扱を遅緩ならしむるを常とす、

支那政治  
家の進歩

御史を始め、其外支那の高等官は概ね老人にして、其少年の頃より専ら支那の經書法典を研究し、之に長日月を費やし、而して其同進者との競争甚たしく、爲めに外國の科學若くは歴史の如きは、縱ひ其好む所なりと雖も、之を顧みると能はず、斯の如くにして漸く歲月を経たるの後、繼に同進者を排じて之に勝ち、顧て人を見るに誰れも己の技量に及ぶ者なきを以て、是に於て始めて倨傲の念を生じ、孔夫子の教義は、世界中完全無缺の者にして、如何なる者を以てはるも、之に代ふるに足らず、従て固より改正するの必要なしと思ひ込み、一に孔夫子の古轍を踏むことを知ると、毫も其他西洋文明的の新思想を知らざる者なり、然れども一方より之を觀るに、西洋の文明力漸く進入し、從來の兵器を用ふるを止めて、文明の兵器を用ひ、船渠砲臺を建設し、海

の最中な

同文館の  
設立

陸軍大學校を置き、又條約港に於ては、西洋語及科學を學ぶべき學校あり、而して其最も嘉稱すべきは、官吏をして西洋の學問を學ばしむるが爲め、北京に於て政府自ら同文館を建てたるは、是れなり、此學校建設の献言をなし、及其章程を制定したる者は、恭親王にして、四人の外務大臣之に贊成せり、其献言の趣意は、器械を取扱ひ、火器を製造するは、數學、天文學を教へざる可らず、宜しく西洋より學者を招聘し、高等の學生を撰て、之を教ふべし、其西洋の學問に入る、所以は、徒らに新奇を悦ぶが爲めにあらず、又西洋學問の精密なるを賞するが爲めにあらず、即ち西洋の器械術は、皆數學學よ基くか故なり、若し我れ蒸氣船及諸器械を製造せんと欲して、尙ほ外人の指教を受くるを厭ふ時は、徒らに鉅萬の金を費して、益なきを見るなり云々と、又氏は支那人の頑固

偏黨なるを知り、左の如き言をなせり、曰く、以上に論ずる所の趣旨を解せざる者は、或は臣の支那古來の術を置て、西洋の術を用ふべしと云ふを非難する者もあらん、或は支那人にして、西洋人より教授を受くるは極めて耻つべき事なりと云ふ者もあらん、然れども此の如き故障をなす者は、是れ今日の時勢を知らざる者なり、

第一支那政府を強むるが爲めに、更よ之を強むべき新原素を導入せざるべからず、今日の時勢を解する者は、概ね支那政府を強むるの策は、西洋の學問と機械術とを入る、よありと論せざるはなし、左宗棠及李鴻章の如きは、固く此説を執り、皇帝に其旨を献言せしと、幾回の多よ及べり、(中略)火器及蒸氣船の如きは、之を西洋に買ふ時は、其價安く且便利なり、以て内地にて之を製する

の勢力と費用とを省くべしと論ずる者なり、然れども余を以て之を見るに、支那人の今日も知るを要する所の者は、獨り兵器の製造法、若くは船舶の構造術のみならず、尙ほあの二術と雖も之を西洋に買ふて、其供給源を他人の手に置くと、内地に於て之を製造し、自ら獨立せると、孰れも得策なるや、は智者を俟たずして知るべきなり、  
支那の學問を以て、取るに足らずとする從來の論は、一種の妄想たるも過ぎず、何となれば之を尋ねるに、天文學の如きは、我國より彼に傳へたる者よしして、其起原は我國に在て存す、是説や西洋人も亦た自ら唱ふる所なり、但西洋人は思考力に富み、推理力に強きが故に、之を取捨損益して、別に新奇の學説を出し、所謂出藍たるに過ぎず、然れども其源は則ち我國に在て、西洋人の如きは

却て之を我より學びたる者と謂ふべし、故に今この術を研究して、文明の進歩を謀るは、是れ則ち我學術を以て我文明を進むる者なり、  
氏は艾咸豐帝の西洋の學術を稱賛し、其教師を聘用したる事往昔に在て、普通の兵卒と雖も、皆天文學を心得居たる事、數理學は六藝の二たりし事、及通せざる所あるは、學生の耻辱なりとの古諺ある事、等を略擧したるの後に於て、再ひ論じて曰く、西洋の學術を學ぶを以て、耻辱ありとするか、如きは、至愚の説なりと謂はざるを得ず、大凡天下に於て、人後に落る程、耻辱なるはなし、幾きの數十年間、西洋の各國民は、互に航海の術を研究し、相競争也、故を以て其進歩實に著しき者あり、今西洋の如きは、姑く之を置き、區々たる一孤島日本の如き小國も、尙ほ能く其術を學で、

日進の運に後れざらんとを務めて怠たらず、然るに一大陸たる支那にして、古來の舊來の習慣を守り、依然として移るを知らずんば、國家の恥辱是より大なるはなし、今將に他國の後より在らんとするを憂へばして、却て西洋の術を學ぶを恥ぢ、以て永く他國の後に墮若たらんと欲するか如き、低きを惡て濕地に居る如し、其恥辱是より甚たしきはなし、  
或は曰ふ者あらん、機械此事は技手宜しく之を取扱ふべし、學生の從事すべき事柄にあらざるなりと、此論や大に誤れり、彼の車の構造法を論じたる書物の、數千年間支那國中何れの學校に於ても、其教科書として之を珍重する所以の者は何ぞや、即ち是と機械構造等の主義を解するを以て、學生の當り務むべき事業とはしたるに因るにあらばや、臣等の今日學生に勸告する所の者

は其主義を知るに在り、今物理を研究せんか爲めに、西洋人を招くは、決して學生を強て、首ら機械を手にして、之を取扱はしむるの意にあらざ云々、又曰く、終に臨て一言せざるべからざる者あり、西洋の學術を研究するは、實も今日の急務として且利益あり、臣等既に之を熟考三思せり、然れども事新奇に係るを以て、決して輕舉すべきにあらざ、而して學生を獎勵して、右等の學術を研究せしむるには、須らく國庫より其費用を辨すべし、臣等既に之に關すべき六個條の規則を定めたり、他日當り奏上し、乙夜の覽を請ふべし云々、

余は今其規則を此に記せざるべし、何となれば此に記するの必要を見ざればなり、但し同文館は米國有名の學者マルチン氏の管理の下に、其秩序大に整頓し、且氏の支那人の頑固と保守黨の

學士マル  
チン氏

反對論の中に立て、巧に其位地を有ちたる所以を擧ぐべし、  
學士マルチン氏は既に數年間支那に住居し、故を以て支那の歴  
史、文學、及思想の法等に慣熟し、且つ其位地の同文館の長なるか  
故に、支那政府の重なる人に接するよりは、他の外國人より甚た便  
利なり、千八百八十年、支那の智力上の運動と維新の事柄に關す  
る演説をなしたり、其言に曰く、支那は現時寡人政府なり、而して  
皇帝の周圍に在る所の人々は、支那政府を鞏固ならしむる要素  
を以て、に尽力せり、皇帝は今年既に十三歳、今は殆ど十七歳な  
る所故、其精神を以、若くは其政略なり、侍臣の薰陶如何によりて  
定まる者なり、而して今後三四年を経、帝親ら外國使臣等に接  
するに至るべし、隨て祖先以來未だ嘗て得たるをなき、新思想を  
得るの機會は遭遇すべし云々と、

パルリン  
グレイム氏  
の使命

この演説の結果は、果して如何を確言すると甚た困難なり、併し  
帝の侍臣等は幼帝の爲めに文明日進の談をなして、豫め將來の  
政略を定むるに如きは、固より其好まざる所なり、雖も、遠から  
ず其政略を一變して、文明日進の方向に向けざるべからざるの  
旨あるべきと必然なり、商法と云ひ、宣教事業と云ひ、公使派遣と  
云ひ、文學術の如きは勿論、戦争の如きに至る迄、支那の文明を進  
むるの方向に向はざるはなし、又支那政府の派遣せる領事等の  
如き、外國に留學せる支那學生の如きは勿論、米國に來りて勞働  
せる支那役夫の如きも、亦皆支那の文明を進むるの助手たらざ  
るべし、  
支那帝國に於て、皆て施したる著明の政略は、北京滞在の合衆國  
公使たりし、ホン、アーンソング、パルリン、グレイム氏を、千八百六十七年



米國在留  
の支那學  
生

十月支那帝國の命を佩ひて歐米各國に遣はしたるの一事是なり、氏の隨行員は支那帝國の三使臣、書記官、及十副等なり、此大略は果して如何なる趣意に出でしか、其秘訣の如きは固より知るべからずと雖も、ガリソン氏の熱心に其使命を奉したるを、世界各國の之に望を屬するの大なりしと因て、氏の使命は實に支那の進歩と繁昌とを促すべき前表なりと人皆信ぜざるべし、氏の使命の本意にして、果して實際に行はれたらんに、外國を寛待し、外國の企圖を入れ、殊に鐵道電信を盛に架設するの舉を見るべかりしに、氏中途にして没したるが爲めに、其計畫も隨て中絶したるは、誠に哀惜すべき事なりとす、此使節の支那に戻りたるの後、百五十人の支那小兒を撰び、之を米國に遣はせり、此群童中頗る穎才を顯はし、米國の言語と教育

學生を呼  
戻す

に慣熟せる者あり、群童は六年乃至九年間米國に帯在せり、然るに人あり、其本國に通報して、留學の群童は本國の言語は勿論、其法律、文學、及風俗を學て、皆之を知らざるに至るべし、速に呼戻すに若かずと云へるを以て、支那ハ御史を差遣して、其實否を案檢し、其後問もなく皆之を呼戻せり、此處置は此等の群童より取りて甚た不幸なり、何となれば數年間米國の幸福なる衣食住の風に慣れ居たるに、俄に支那の如き不幸なる國に戻り來り、滿目皆從來の風よ異かれはなり、余も亦此群童と共に米國に留學せる二三の人に會せり、其頃は孰れも二十五六歳なりき、此等人々の云ふ所を聞くに、支那政府の上位に居る者は皆老朽人にして、舊來の陋風を墨守し、毫も時勢に通せず、到底文明の進歩を見るの期なしと、其云ふ所多少道理なきにあらずと雖も、余の見る所を

皇帝の大権

以てするに、支那政府如何に頑固あるも、久しく其頑固を保持せしむる能はず、早晚必ず其精神を一變せざるべからざるは、必然の勢なり、今日と雖も其大臣若くは親王等にして、漸く文明の貴重すべきを知り、西洋の利器を入れて、自國の開明を計らんと欲する者寡なむとせず、隨て皇帝の如きも遠からず、文明人を重し、文明の利器を容れ、外人を使用するに至るべし、且支那は獨裁國なるを以て、若し一旦文明の利器を利用し、文明の思想を導入する時は、其結果實に測るべからざる者あり、況や其國力の固より富實なるに於ては、支那の暗黒の地を照らすに、其力に余の本國に及ばざるの後、度々人より支那は鐵道を敷設し、鑛山を開鑿し、及火爐等を建てんとするかと問はれたり、余は之に答て、支那人は本國丈の資本にて、此等の事業を爲し得るの確證を

重なる政治家ハ鐵道を必要と爲す

見る時は、進み此等の事業に着手するに猶豫するとなかるべしと云へり、支那に西洋の文明を解し、其利器を入るゝの必要を知る者寡からずと雖も、皆外國の資本を入るゝを厭ひ、閉らんとしむるの恐あり、且つ其原金償却の法方に困むの憂あらん、又若し外國の材料等を買入るゝ時は、内地の金貨外出するの恐ありと稱し、之を外國より買入るゝを以て、却て利益あるの場合と雖も、尙ほ之を爲さざるべしとあり、支那の爲めに計るに、今日に當り最も便利なるは、内國人の寄附金を、最も低價ある材料を用ひて、鐵道電線を架設するに在り、而して余の見る所を以てするに、支那にして果して其志あれば、米國の風に倣ふに若かずと、何となれば、米國の鐵道工業の如き

克服し得べき困難

米國政府の職務

は之を他國に比ぶる時は能く實際に適じ、且經濟法に合ひ、之に加ふるに、米國は支那の最近隣に在るの國として、固より支那國中に殖民せんことを望みなきが故に、從て支那と相争ふの如きことをなかるべければなり。

又一方に於ては、我政府は務めて支那との交際を親密にせざるべからず、北京には公使館を置、又帝國中の各所に領事館を置かざるべからず、東方諸國の人民は、強盛と宏莊に驚くの氣風あるが故に、我國は務めてこの強盛と宏莊とを示さざるべからず、即ち公使領事館を二層莊大にし、之に餘裕の給料を與へ、多くの従僕を附添へ、出入往來等に立派なる狀を示さざるべからず、此の如きは共和國質素の風俗に悖ると雖も、是れ止を得ざるなり。

米國と支那との商法は今日甚だ幼稚の姿なるが故に、之を將來

に擴張するに甚だ緊要なり、我米國よては、一種愚なる法律あり、即ち公使及領事をして、内外の官は米人を吹擧するを禁ずるの條是れなり、斯の如きは、直に之を廢し、公使及領事をして、米人を吹擧して、之を支那帝國の官吏あり、工業師なり、海陸軍教師あり、其才に應ずるの位地に登用せしめ、米人をして支那の事と與らしむるの計を爲さざるべからず、米國人の支那は用ゐらるゝ者彌多ければ、即ち米國人の勢力彌強を加へて、同國との貿易益、盛なるに至るべし。

既に米國の國會は、支那に係る賠償議案を通過しけるが、是れ支那政府及其政事家に大なる満足を與へたり、又國會は成るべく速に大統領をして、米國の海陸士官を支那に貸すを許さしむるのみならず、之に加ふるに、支那及日本政府をして、其學生の若

支那の運  
動時季を  
豫言する  
と頗る難  
し

千名を米國の海陸兵學校に入れしむるに至るべし若し果して  
此の如きに至らば日支兩國は必らず米國の厚意に感激し大に  
米國を徳として喜悅をあらん而して余は竊に信す之を如何  
なる点より觀察するも決して損耗を蒙るとあるべし  
猶支那は能く險を同じて運動をせよ否や果して運動をせ  
は其運動の方向は如何其政略は如何又如何なる人物如何なる  
邦國が支那の先導者となるべきや等の疑問に關し豫め之を今  
日に確言せると固より難しと雖も早晚必らず一種の方向に向  
て運動せざるを得ざるの事情に切迫すべきは皆人の知る所  
り讀者若し支那の土廣く民多く且つ天然の資力に富めるの事  
實を承知せば則ち是れ歐米人の險を同じて開運を試むべきの  
地たることを知らん支那は既に大患の爲に圍繞せられ且つ其政

支那は大  
危難の爲  
め圍繞  
せらる

治家の前より提出せられたる難題の解釋に窮するは少く知  
ある者の能く知る所なり支那は果して將來巧に其大患を避け  
て能く満足に其難題を解釋すべきや是れ人事の豫め知るべか  
らざる者なり既に魯西亞は漸く其西北境に迫り英國は其西境  
及西南境に迫り各支那に對して己の利益を主張すると同時に  
當時文明の利器を携帶し來るか故に能く戰爭を劫掠を避く  
るは頗る困難事なるべし而して遂に亞細亞洲中の他の國々  
同じく屈服若くは解体の憂あらんも未だ知るべからず且魯西  
亞のアラル海と西藏の西境に近きインクカルとの間に介する  
大地に進入したるが如き又キタシゲンドメルグサマルカン  
ドコーカンド及ボクハラ等を合併しカスピアン海より鐵道を  
敷設したるか如きは英國の眼より之を見る時は實にベラト及

魯國の恐嚇

英領印度

英領印度の爲めに大よ愛ふべきの恐嚇ありと云はざるを得ず、然れども魯國が東方亞細亞に雄視すべきの位地を占めたるは固より一朝一夕の事よらず二百年間ウラル諸山より太平洋の岸に達する北亞細亞の一面を領有し、其東方所領の疆域の限なく支那の疆域と犬牙交接し、前世紀は此東方所領の蠻民を服して文明人種を殖ゆるに力を盡くし、又近年に至り黒龍江邊の魯國殖民は其繁殖の速なる實に驚く許なり、且現に敷設中なる歐羅巴と連續すべき鐵道は早晚必らず竣工し、魯國の全力を擧げて之を支那の疆域に接するを得べし、東印度帝國の如きは、大英國及其諸屬地の富實強兵を擧て後楯とあし、以て魯國の侵凌を防ぐと敢て難にあらざるべし、雖も支那は之と大に其事情を異よし、自ら守ると甚た不都合なるの境遇に在るか故

恒久の利害

受佛兩國より被るべき危難少し

に魯國ハ只其軍翼と南部亞細亞の交通線を保護するの勢を取るのみよて足れり、而して以て能く亞細亞の東南よ沃土を開き、海軍港を占奪し、桃源洞裡に睡眠する亞細亞の東隣を奪取するを敢て難きにあらざるべし、併し魯國の素望は何人も同じく信するか如く、ペルシア、アフガニスタ、及英領印度を占領せんと欲するもあり、若し能く此素望にして成就するとせば、其支那に及すの危険は、其期稍晩かるべしと雖も、其禍は更らに大なる者あるべし、

佛蘭西、日耳曼は如何と云ふに現在の所は支那を取りて別よ患とするに及ぶざるべし、縱ひ佛蘭西は二度迄も支那と戦争し、且最近漸く其東南境に殖民繁殖を致すの徴候ありて、兩國共に支那を相手にして各其商法上の利益を追ふに汲々たるの勢なり

亦○自○己○の○急○急○を○認○む○べし  
 支○那○人○も  
 能○は○さ○る○べ○き○な○り  
 然○れ○も○支○那○政○府○も○早○晩○必○ら○ず○其○危○な○る○を○承○知○し○其○内○政○を○改○革○し○新○に○文○明○國○に○倣○ふ○て○海○陸○軍○を○編○制○し○鐵○道○を○敷○設○し○其○天○產○物○を○採○取○し○大○に○國○力○を○養○て○外○國○の○侵○入○凌○駕○を○防○く○の○策○あ○る○べ○き○や○必○せ○り○余○謂○ら○く○支○那○は○戰○争○を○好○む○の○國○に○あ○ら○ず○故○に○其○國○如○何○に○富○強○を○致○す○も○進○て○其○隣○國○を○侵○し○即○ち○外○強○國○の○危○を○致○す○か○如○き○の○患○は○あ○か○る○べ○し○但○し○平○和○の○戰○争○即○ち○耕○作○技○術○及○製○造○等○に○競○争○し○て○充○分○に○之○を○利○用○す○る○よ○至○り○た○ら○ん○に○は○其○進○步○の○度○に○制○限○を○置○く○と○蓋○し○難○か○る○べ○し○又○其○外○國○の○商○法○貧○富○及○幸○不○幸○を○支○配○す○る○の○勢○力○は○蓋○し○驚○く○べ○き○者○あ○ら○ん

利 平和の勝

明治二十年十二月七日版權免許  
 同二十一年一月 出 版

日清文明論卷一  
 定價金四拾五錢

譯述者 東京府士族 松 島 剛

出版者 東京府士族 橋 本 武

專賣人 春陽堂 和田 篤太郎

日本橋區通四丁目  
 五番地

印刷者 同勞舎 松 澤 虹三

麹町區下六番町十  
 七番地



此欄に内譯に述

米國スウイントン先生著 東京英和學校教諭松島剛先生譯

**萬國史要** (Outlines of the World's History) 合本美綴全一冊 定價金壹圓

今世ニ居テ文明ノ由來ヲ知ラサルハ迂闊ナリ此書ハ專ラ上古以來世界文明ノ諸原素ノ進歩ノ關係等ヲ記述スルヲ以テ所謂文明ノ由來ヲ知ルニ便ナル之ニ若ク者ナク實ニ萬國文明史トモ稱スヘク我國官私ノ諸學校殆ト此原書ヲ用ザルハナン殊ニ此譯書ニ限リ例ナキ地圖及奇品彙傑等ノ美畫ヲ多ク加ヘ冊尾ニ精密ナル索引ヲ設ケテ古今ノ事蹟ヲ一閱ノ下ニ明辨スルノ便ヲ得セシメタル等注意到ラサルナク且原文ヲ錯雜増減セズ一「センテンス」毎ニ「圓點」ヲ施シタルハ譯讀ヲ學ブ人ニ至便ノ案内書タリ●世間類似ノ書多キ故御購求ノ節ハ松島氏ノ譯トテ御尋アリタシ

**教育時論批評** 本書ノ歴史教授ノ用に充テテ利益あること。並ニ歐米開化の沿革を知らんと欲する一般の讀者に利益あることは屢報道したり。此の書の原著者は學校用書を多く著述して熱れも新案適當ならざるなし此書の如きも其一として。現に我國の諸英學校に於ては之を用ひざる所少あり。然るも松島氏の翻譯を経て。始て著者の嘉惠と我が邦一般の讀者に與ふることを得べきなり。殊に我等が此書に附帶する偶然の利益と思ふ一條あり。即ち松島氏が翻譯に長し。殊に原文の意義を害せず。原文の語法と變改すること少くして。順當に筆を下し。其意味明了にして。解し難きの病なき様に譯すること。甚だ巧あるを以て。英語を學ばんとする初學者。此書を座右にして。原文を讀むとき。語學の餘即ち供することを得べしと思ふ一事あり。松島氏は屢教育時論の爲ニ筆を取れり。從て我等は多く氏の翻譯文を讀む。讀みて而して氏の譯文に巧なると知る。左れば此書を翻譯したるものハ。氏の外にも尙あるべきも。氏の譯書ハ殊に有用あるべきを疑はざるあり。

東京日本橋通四丁目角 春陽堂 發兌元

明治二十一年三月十三日印刷  
同 年三月十九日出版

日清文明論卷二  
定價金四拾錢

發行所 岐阜縣平民 和田篤太郎

譯述者 東京府士族 松島剛

印刷者 同勞舎 松澤 玳三



版權所有

南陽本店

明治二十一年五月二十三日印刷  
同 年五月二十六日出版

日清文明論卷三  
定價金四十錢



版權所有

發行者 岐阜縣平民 和田篤太郎

日本橋區通四丁目五番地

譯述者 東京府士族 松島剛

赤坂區青山南町三丁目五十三番地

印刷者 東京府平民 淺香忠藏

本郷區湯島切通坂町三十一番地



日本橋區通四丁目  
 五番地  
 和  
 田  
 篤  
 太  
 郎  
 發  
 行  
 者  
 岐  
 阜  
 縣  
 平  
 民  
 松  
 島  
 剛  
 譯  
 述  
 者  
 東  
 京  
 府  
 士  
 族  
 淺  
 香  
 忠  
 藏  
 印  
 刷  
 者  
 東  
 京  
 府  
 平  
 民  
 本  
 鄉  
 區  
 湯  
 島  
 切  
 通  
 坂  
 町  
 三  
 十  
 一  
 番  
 地  
 定  
 價  
 金  
 四  
 拾  
 錢  
 日  
 清  
 文  
 明  
 繪  
 卷  
 四  
 同  
 治  
 二  
 十  
 一  
 年  
 五  
 月  
 三  
 十  
 日  
 印  
 刷  
 同  
 治  
 二  
 十  
 一  
 年  
 六  
 月  
 五  
 日  
 出  
 版

明治二十一年五月三十日印刷  
 同 年六月五日出版

日清文明繪卷四  
 定價金四拾錢



版權所有

發行者  
 和  
 田  
 篤  
 太  
 郎

日本橋區通四丁目  
 五番地

譯述者  
 松  
 島  
 剛

赤坂區青山南町  
 三丁目五十三番地

印刷者  
 淺  
 香  
 忠  
 藏

東京府平民  
 本鄉區湯島切通坂  
 町三十一番地

英國斯達瑣著 日本松島剛譯

### 社會平權論

全壹册〇七百九十一頁〇定價金貳圓

此書は英國の大儒スペンサー氏の卓論として同等自由の理を説きたる珍書なり其目錄の概略は道義の原理。性命。人身自由。土地使用。財産所有。思想。名譽。交易。言論自由。婦人。兒子。參政等の諸權理。國家の組織。國家の職務。福資。宗教。教育。救助。殖民。衛生。運貨。郵便等にて其議論不偏不黨東西古今を涉りて餘蘊なし實に四民必携の寶籍と云ふべし發兌以來改版すること既に數回なり

英國亞歷山倍因著 日本松島剛外三氏合譯

### 心理全書

全四册〇九百六十六頁〇定價一册金七十五錢

原書は有名なる碩學アレキサンダー・ペイン氏の著述として實驗の學理より心理を解き幾類解説等頗る明瞭確實にして且つ其所説頗る新奇創見より從來の心理學の比よあらず譯文は務めて平易解し易きを主とし原文の誤

難なるも能く流暢明白之を表出したれば一讀の下に爽然悟る所あるべきハ疑を容れず今や諸師範學校等にて教科書或は參考書に採用せられたり

英國スチニアート・ミル著 日本松島剛譯

### 教育論

全一册〇定價金十五錢

此書は英國有名の學士ミル氏の經濟書中に論せられたる一編の論文を抄譯したる者にて一小冊子と雖もよく自由教育干涉教育の利弊を論辨せり

佛國ガブリエル・コンヘルト著 日本松島剛、橋本武合譯

### 教育學全史

全十册〇凡八百頁〇定價一册金三十錢

本書は佛國コンヘルト氏の著る係り方今歐米各國の教育社會を珍重せらるゝは教育者の知る所にして上は古代ギリシア・ローマ諸名家の學說より下は現今のスペンサー・ペイン・チャンピング・ホールレスマン諸氏の卓說をも掲げて漏らすともし實に教育家必讀の書なり

米國新因頓著 日本松島剛譯

# 萬國史要

全一冊〇分本三冊〇八百五十八頁〇定價全部  
金壹圓五十錢

沿革地圖并は奇品彙傑等の密書を多く加へ原文を錯雜増減せず「センナン」  
ス」毎頁區點を施し冊尾には精密なる索引を設けて古今の事蹟を一閱の下に  
明辨するの便を與へたる等實に無類の書なり

(教育時論批評) 本書の歴史教授の用に充て、利益あること並に歐米開化の沿  
革を知らんと欲する一般の讀者に利益あることは歴報道したり此の書の原  
著者は學校用書を多く著述して孰れも新築適當ならざるなし此書の如きも  
其一として現に我國の諸英學校に於ては之を用ゆる所少なし然るに松島  
氏の翻譯を経て始て著者の嘉惠を我が邦一般の讀者に與ふことを得べき  
あり殊に我等が此書に附帶する偶然の利益と思ふ一條あり即ち松島氏が翻  
譯に長し殊に原文の意義を害せず原文の語法を變改すること少くまた順當  
に筆を下し其意味明了なまて解し難き病なき様を譯すること甚だ巧なる  
を以て英語を學ばんとする初學者此書を坐右として原文を讀むときは語學  
の餘師を供することを得べしと思ふ一事なり松島氏は歴教育時論の爲に筆

を取れり從て我等は多く氏の翻譯文を讀む讀みて而して氏の譯文は巧なる  
を知り左れば此書を翻譯したるものは氏の外にも尚あるべきも氏の譯書は  
殊に有用なるべきを疑はざるなり

(毎日新聞批評) 滔々たる世界の文明如何なる處より發生し來るか其本源其來  
歴之れを知り元より難し只夫れ其綱を取り其要を得一目判然たるを得る  
者はスウィントン氏萬國史要は如く香なかるべし松島剛氏之れを邦文に譯す  
文の流伸なる其体裁の具備せる初學の坐右に供ふるときは勿論學校教科書  
として適當の者なり

(國民之友批評) 萬國史要は今日諸學校に流行するスウィントン氏の萬國史要を  
一句も殘さず翻譯したる者なり譯文平易にして解き難き處なくスウィントン  
氏ノ譯書中よりは上出來の者なるべし

(讀賣新聞批評) 今世上は行はる、スウィントンの萬國史を松島剛氏が一章も遺  
さず一句をも漏さず極めて深切に翻譯されし者にして沿革地圖有名人物の  
像をも密書を以て挿入されたり紙數八百五十八ページ云々

松島剛著

ナシヨナル、スベルリング

全一冊〇買價金十五錢

此書は我國の兒童が細密なる横文字のため其視力を損害せらるゝを憂ひて著はされたる者にして文字は大きく活版は鮮明に製本は堅固に出来たり江湖の教育家は早く採用して其實益を知りたまへ

米國陸軍少將ハリソン著 日本松島剛譯

伯爾勝安房公題言

### 日清文明論

全一册〇六百頁〇定價金壹圓六十五錢

李鴻章、左宗棠二氏の肖像支那全圖入

此書は米國陸軍少將ハリソン氏が親しく日清兩國を漫遊して觀察したる所より兩國の文明上を就て評論を下し兼て其風俗習慣地形人情農工商業政事軍制文物等々就き或は叙し或は論し或は評したる者なれば凡そ業を起し事を成さんとす人は何人も論なく一讀すべき者なり今新聞雜誌の批評を左に掲げて此書の虚ならずを証す

(教育時論批評) 此書の原書は原著者が千八百八十五年(明治十八年)の九月より凡そ一年間日清兩國を漫遊し隨國の後を著述したる China, Travels and investigations in the "Middle Kingdom," a study of its civilization and possibilities, with a glance at Japan. 云々を譯ししたる者にして今回出版の第一巻は之を七章に分ち第一章は日本を記し第二章以下の六章は支那の事を記す本書著述の主眼は主として支那の在るを以て日本の事を記すは極めて概略過ぎざれども力を

極めて之を賞賛したるは蓋米國人一般の感情と見へたり其支那の事を記すは甚だ詳細にして殊に向來支那に興すべき事業上は一層精細の注意を以て觀察したる者の如し支那の形勢を熟知せんとする人にとりては此書は屈竟なる参考物の一たらんことば我等の信を得る所なり譯文も亦平易にして上乘の部を屬すべし

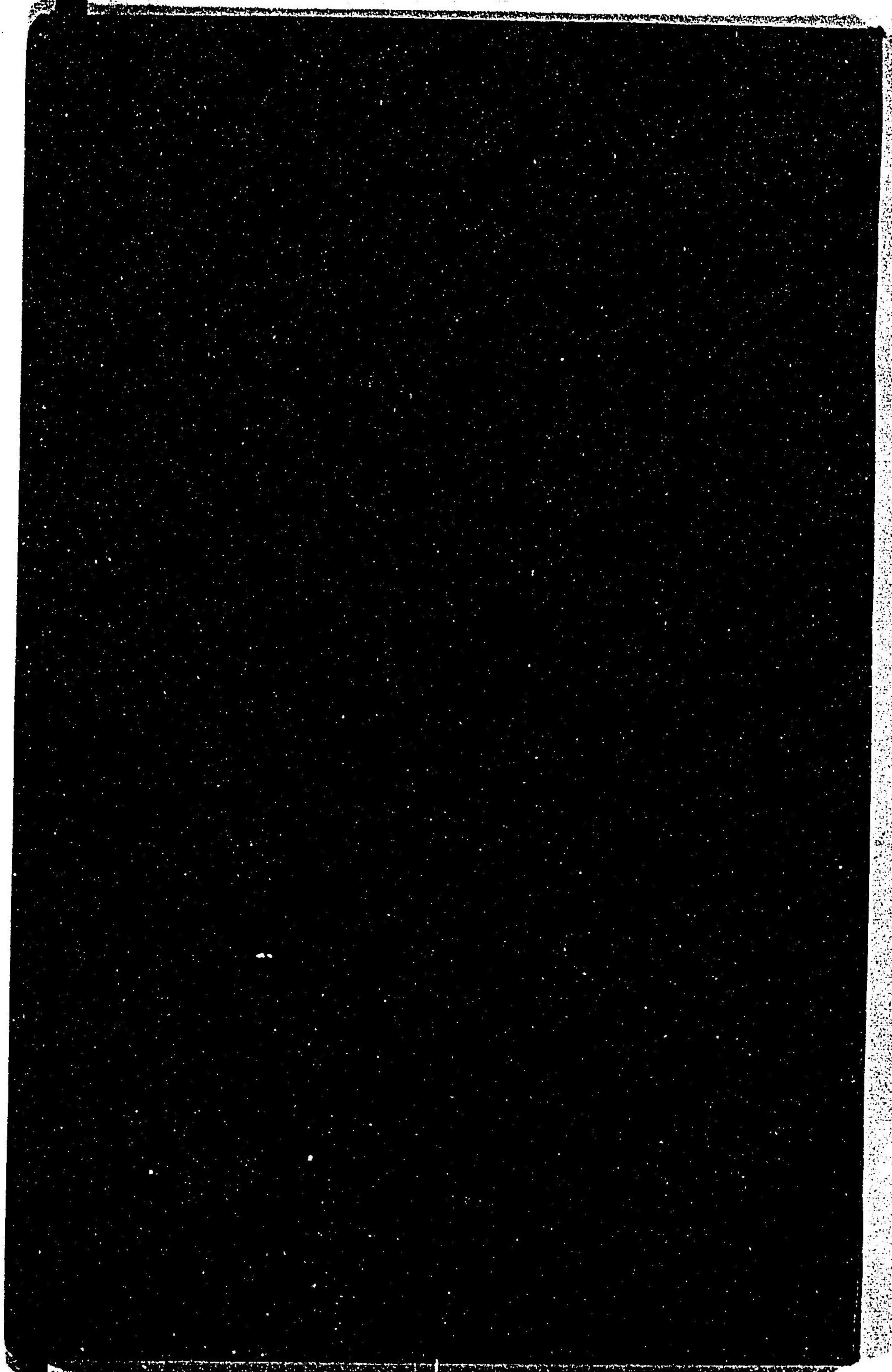
#### (國民之友批評)

日本支那の兩國たる只一蒸帶水を隔つるは過ぎずと雖も亦千百餘年相往來して文物を我々輸入したりと雖も兎角は雙方の間與齒は物の扱まりたるが如くにして何となく釋然たらざるは殘念の至りと謂ふ可し殊に此天下多事の秋に於ては一層痛惜の感を惹く多し然り而して其雙方打撃ひざるの源因は互に相知らざるに起因す所謂誤解是なり此際彼我國の情を詳にする所の者あらば内外の別なく吾人は悦んで之を取らん此書は米國の將官ハリソン氏が日清兩國を漫遊して其目觀せる所を筆記し且從來の書籍を參考して支那の國勢を説きたるを載する者にして固より大著とは云ふ可からずと雖も此必要の際に在りては所謂開いた口は牡丹餅の類ならんか我輩は日清間今日此米國の仲義人を得たるを喜ばずんばあらず又譯者が吾人の爲る之を通譯するを謝せずんばあらず

(報知新聞批評) 歐米人の支那紀行多き其中に米國將官ウカソン氏の書は其最も晚出せるもの、一に居り短き旅の觀察にしては耳目の及ぶ所廣く且つ精なりといふべし殊に最近十年來の支那は復た十年前の支那に非ざるか故に其現況を知らんとするものは斯書の利益頗る大なるべし取急きたるためか率直と思はる、廉もなきあらねど兎も角に概して流暢雅馴の譯文なりと謂ふを得へし

(時事新報批評) 我國人の僱習として支那人と云へば一概に輕蔑し去るの常なれども支那の事情を明かせしして一言に是非するは輕卒の至りと云はざるべからず此書は米國陸軍少將ジェームスハリソン氏の原著を松島剛氏が翻譯したる者にて日清文明の行様を比較したるものなれば之によりて局外者の所見を窺ふに足るべく殊に支那の事情を詳細に記したるは最も本邦人の一讀に價するものと云ふべし

(學海之指針批評) 此の書は米合衆國陸軍少將ジェームスハリソン、ウィルソン氏の著を譯せしものにて支那現今の状態及文明を論じ又其將來を推究し日本の事情風俗も及び譯文流暢にして面白く殊に支那の現状を知り將來を察するに必要の書と思はる云々





026647-000-4

292.2-cW74nM

日清文明論

魏礼森 / 著

M21

ADD-0336

